

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
欠席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
欠席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出欠席	役職	氏名	備考
出席	委員	伊藤定廣	
出席	委員	青木茂	
出席	委員	吉川広	
出席	委員	高木俊彦	
出席	委員	堀田秀志	
欠席	委員	服部一美	
出席	委員	福田和雄	
出席	委員	石原温	
出席	委員	山岡幹雄	
出席	委員	堀田喜代春	
出席	委員	橋本三博	
出席	委員	大野泰弘	
出席	委員	加藤和子	
出席	委員	鈴木義英	
出席	委員	芳川照明	
出席	委員	飯田英雄	
出席	委員	濱田恒雄	
出席	委員	松永富士男	
出席	委員	山田宗一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康
主 事（事務担当）	瀧 田 崇 司

## 進行要領

発言者	内 容
	<p>1．開催日時 平成25年10月21日(月) 午前9時00分から午前9時43分</p> <p>2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3．出席委員(34人)別紙のとおり</p> <p>4．欠席委員( 3人)別紙のとおり</p> <p>5．議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第23号 買受適格証明願(5条許可申請)</p> <p>日程第 5 議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p>日程第 6 決定第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専 決 報 告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>日程第 8 専 決 報 告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</p> <p>日程第 9 専 決 報 告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願</p> <p>日程第10 専 決 報 告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>日程第11 専 決 報 告 買受適格証明願(5条届出)</p> <p>日程第12 専 決 報 告 現況証明願</p> <p>日程第13 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第14 報 告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用</p> <p>日程第15 報 告 公共工事に伴う一時転用</p> <p>日程第16 そ の 他</p> <p>6．農業委員会事務局職員 ( 3人)別紙のとおり</p> <p>7．本委員会の書記は、課長補佐 渡辺弘康 である。</p> <p>8．会議の概要</p>
事務局長	開会(午前9時00分)
	定刻となりましたので、平成25年10月農業委員会定例会を始めさせていた

会 長

だきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さん  
にお願いします。

会長さん宜しく申し上げます。

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は37名中34名で、定足数に達しておりますので、  
只今より10月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。  
ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号20番 吉川 広 委員

議席番号21番 高木 俊彦 委員

を指名しますので宜しく申し上げます。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第21号	農地法第3条の規定による許可申請	6件
議案第22号	農地法第5条の規定による許可申請	3件
議案第23号	買受適格証明願（5条許可申請）	1件
議案第24号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1件
決定第8号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について	41件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	12件
専決報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件
専決報告	農地法第4条第1項第8号の規定による確認願	1件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件
専決報告	買受適格証明願（5条届出）	1件
専決報告	現況証明願	3件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知	2件
報告	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に 伴う農地転用	3件
報告	公共工事に伴う一時転用	5件

それでは、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請 について審議  
をお願いします、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>《事務局説明》( 1 番から 6 番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、6 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p>
会 長	<p>只今、議案第 2 1 号について、事務局より説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
31 番委員	<p>1 番についてお聞きしたい。現在の耕作地 1,926 m<sup>2</sup>ということで合わせると 1.5 ヘクタールぐらいでかなり大きくなるが、そのあたりについて聞きたい。</p>
事務局	<p>営農計画については、田が多く稲作を行うということです。なお、コンバインやトラクターをどうするといった問題については、申請内容には、運搬車 1 台、トラクターについては、リース。稲作はどうするといった問題については、確認したところ作業委託で行うとの事です。</p>
31 番委員	<p>こういった場合は新規就農ではないか。そのあたりどう思われるか。</p>
事務局	<p>1,926 m<sup>2</sup>しかないが、1 番 2 番合わせると 1 ha を超えるので、そのように思った。基本的には昔から農地を持って耕作している。所有権移転されて、作業状態が悪ければ指導ということになるが、基本的には新規就農としては取扱っていない。</p>
8 番委員	<p>田は貸されるということだが、3 年間は認められないと思うが。</p>
事務局	<p>利用権設定や 3 条許可での賃貸借については認めない。ただしコンバインを持っていない人で作業委託についてはやむをえない。ご理解いただきたい。</p>
会 長	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 2 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 6 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>( 全員挙手 )</p> <p>有り難うございました。全員賛成ですので許可することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第 2 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 3 件について審議をお願いします、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>( 1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗</p>

読)現在は家族3人で賃貸住宅に住んでいますが、手狭であり、将来を考慮した結果、申請地に分家住宅を建築する計画でございます。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)内容について、大変難しく、問い合わせをしたところ超音波振動施設、縦54cm・横1m4cm・高さ53cmを設置して、データを集め、設置場所を少しずつ動かして、データを集めることを繰り返して地震等による液状化に対する対策を探る実験を行うとの事でございます。この事業は平成24年度ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業補助金として愛知県地域事務局、愛知県中小企業団体中央会より交付決定を受けて行うとの事でございます。尚、建物はございません。今回の申請は賃貸借の設定が10年なので、10年たったらどうするかといった問題については、試験の結果は未知数の部分も多く、今回の試験結果をもとに常に最新の技術を取り入れ装置の開発改良を重ね、低コストで高い効果を発揮できる装置の開発に取り組むため、10年後も試験場として使用する計画でございます。

官公庁からきちんとした交付決定を受けているのでやむをえないかと思えます。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)申請者は現在、塗装店を営んでおり、既存の資材置場はございますが、大変奥まった所にあり、資材の搬入にも不便との事で、全面道路に接する申請地を駐車場3台、足場置場として利用する計画でございます。

以上、3件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると思われまます。以上でございます。

会 長

只今、議案第22号について事務局より説明させていただきましたが、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)  
宜しいでしょうか。

それでは、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請 3件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)  
有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、議案第23号 買受適格証明願(5条許可申請)1件について審議をお願いします、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の出願者住所・氏名、土地の所在・地目・面積、備考の内容を朗読及び説明)申請では太陽光パネル200枚を設置し、発電出力49.5kw、年間で2,274,010円の売電を見込んでおり、今回の工事費16,740,000円を11年目で回収し、その後年間経費を除き160万程度の収益があるとのことであり、必要な資金力及び信用があると思われます。尚、基礎部分は単管パイプ、直径5cm程度のものを1m埋め込み、固定する計画でございます。</p> <p>経済産業省の認定通知もあり、事業の確実性もございますので、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると思われますので証明できると思われます。尚、事務の効率化を図るため、今回の出願者が落札して農地法第5条の規定による申請をされた時、この証明内容と相違ないときは速やかに進達処理してよろしいかも含めご審議をお願いします。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第23号の説明させていただきました、何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第23号 買受適格証明願(5条許可申請)1件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>また、落札された後、農地法第5条の申請が提出された時は、速やかに県へ進達させていただきますので、宜しくお願いします。</p> <p>続きまして、議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について審議をお願いします、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の適格証明者住所・氏名、証明願いの内容、申請地・地目・面積、を朗読及び説明)この事案につきましては、事務局にて願出農地の営農状況を確認したところ適正であり、願出者につきましても、納税猶予の適用を受ける為の要件を備えていると思われる為証明できると思われます。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第24号の説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>



	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成と言う事で証明する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>決定第8号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から41番、全体筆数は157筆、面積は149,664㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合が受人となって利用権設定された筆数は、69筆 65,781㎡でございます。あいち海部農業協同組合以外の受人は、全て認定農業者の6名で88筆 83,883㎡です。内容につきましては、作物は水稲、麦、普通畑でございます。新規116件、再設定41件、契約期間は6年10年。権利の内容につきましてはすべて賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第8号について 簡略した内容ではございますが、説明をさせていただきます、何かご質問ございますか。</p>
16番委員	<p>2番、 さんは、今までいくつかの案件があるが、畑を主にやっているが、どのぐらいの面積をやっているのか。</p>
事務局	<p>今、資料がございません。</p>
16番委員	<p>畑だから、管理がそこまで行き届くのか知りたいので、面積がどのぐらいなのか。</p>
事務局	<p>利用権というのは、1件1件の契約なので、今集計はされていない。 先月も案件が出てきている。畑地については、なかなか引き受け手がないので、この方ができるだけ行いたいと、申し込みがございました。佐屋地区の方でも さんの少し問題になったところも受けていただいた。面積としては10,000㎡は超えていると思われます。</p>

<p>会長</p>	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、専決報告 6 件・報告 3 件について事務局より一括で説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 1 番から 12 番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 4 番の案件について、斡旋希望「有」となっていますが、具体的な賃借料及び、契約年数が無記入の為、実務的なことは無いと思われます。 以上、12 件の届出がございました。</p> <p>(専決報告 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1 件の届出がございました。</p> <p>(専決報告 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による確認願 1 番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・土地の利用状況・処理年月日を朗読説明) 尚、この事案につきましては、農地法施行規則第 32 条の「農地の転用の制限の例外」に該当する事を事務局にて現地を確認させていただきましたことを報告させていただきます。</p> <p>(専決報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1 件の届出がございました。</p> <p>(専決報告 買受適格証明願(5 条届出) 1 番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・備考欄を朗読説明) 市街化の届出に関する買受適格証明願でございます。台帳地目が農地でございますので、この様な手続きを経て、競売に参加する事となります。尚、この者が落札した場合、再度、5 条の届出があり、届出の内容を確認し受理通知を出すこととなります。 尚、この案件は、平成 6 年 6 月 17 日に「株式会社 組」より「事務所新築」として 4 条の届出があり、同日 20 日に当時佐屋町農業委員会が受理通知を出しております。その時点で地目変更登記がなされていれば、今回の願い出は無</p>

	<p>かったかと思われます。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から3番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・事由・備考を朗読説明)</p> <p>以上、3件の現地及び添付書類を確認し証明を行いました。</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読説明)</p> <p>以上、2件の解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用 1番から3番の事業者住所氏名・地所在、地目、面積・事由・進達日を朗読説明)</p> <p>以上、3件につきましては、農地法施行規則第53条第14項「転用のための権利移動の制限の例外」に該当しており、内容及び現地を確認し県へ進達させていただきました。</p> <p>(報告 公共工事に伴う一時転用 1番から5番の工事名・工事内容・一時転用場所、地目、面積、借地面積・施工期間・転用内容・請負業者名を朗読説明)</p> <p>以上5件の公共工事に伴う一時転用の届出がございました。</p>
会長	<p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
32番委員	<p>Wireless City Planningとはどんな会社ですか。</p>
事務局	<p>ソフトバンクの子会社です。携帯関係の子会社です。</p>
32番委員	<p>この近くにソフトバンクがアンテナを建てたが。また造るのか。</p>
事務局	<p>これは制限の例外ということで決まっています。そのため、認定電気通信事業については、それをあまりにも多くないかとは言えません。</p>
会長	<p>宜しいでしょうか、  それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>これをもちまして、10月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p>

(終了 午前 9時35分)

続きまして、その他に入らせていただきます。

先月の農地パトロール報告をお願いします。(立田地区)

28番委員

(議席番号28番委員より報告)

会長

ご苦労様でした。

その他、事務局より報告事項があればお願いします。

事務局長

今月の農地パトロールは八開地区を予定しておりますので、八開地区委員の方は、八開庁舎 農業管理センター 土地利用調整室に 10月25日(金)午後1時30分集合をお願いします。

次回、定例農業委員会は11月20日(水)午前9時より立田庁舎 第一会議室にて開催いたします。

大変申し訳ございませんが、事務局の都合により12月定例農業委員会の日程を12月20日(金)から12月19日(木)に変更をお願い申し上げます。

先月、報告させて頂きましたが、本日、親睦会費の(10,000円)を引落しさせて頂きます。それと、まだ少し早いのですが1月に新年会を計画しておりますので宜しくお願いします。(平成26年1月20日(月)定例会終了後)

お手元に資料を配布させて頂きましたが

- ・ 農産物品評会 11月29日(金)午後2時 あいち海部農協 北部営農センター2階。表彰式 11月30日(土)午前9時15分 あいち海部農協本店 (アグリフェスタ会場)
- ・ 「あいちの農林水産フェア」11月14日(木)~19日(火) 午前10時から午後7時 丸栄 8階 大催事場

当市が全国農業新聞の重点地区に指定され、パンフレット及び粗品が届きましたので配布させていただきます。お近くの方で購読を希望されます方がありましたら、事務局まで御連絡下さい。

11月定例会終了後、「農業委員会だより」編集委員会を開催しますので、編集委員の方は宜しくお願いします。

事務局からは以上でございます。

その他、宜しいでしょうか。

これをもちまして10月定例農業委員会を閉会いたします。

閉 会（午前 9時43分）

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号20番委員 吉 川 広

議事録署名者

議席番号21番委員 高 木 俊 彦